

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第36回）審議概要

開催日時	平成31年2月20日（水）14:00
場所	本庁舎新館5階大会議室
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）
議事事項	総合評価方式を実施する工事の落札者決定基準について
	総合評価方式の落札者決定基準の見直しについて（市長部局関係）
	総合評価方式の落札者決定基準の見直しについて（上下水道局関係）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

意見・質問	審議結果、回答
<p>・総合評価方式を実施する工事の落札者決定基準について</p>	
<p>(審議) 特段の意見等なし 総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に、改めて下関市入札監視委員会の意見を聴く必要があるか、それとも改めて意見を聴く必要はないとするか。</p>	<p>総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。</p>
<p>・総合評価方式の落札者決定基準の見直しについて（市長部局関係） ・総合評価方式の落札者決定基準の見直しについて（上下水道局関係）</p>	
<p>特別簡易型の施工実績型と地域型が統合されるとのことだが、全体像を見ると、「その他の取組」の配点が2点から1点になり、重要度が下がっているように思える。なぜか。</p>	<p>「その他の取組」について、2点の配点から1点の配点へ変更しているが、これは全体のバランスの観点から変更したものである。配点は1点下がっているが、「企業の地域貢献度」の換算値は1点から2点に上がっており、換算値としては、それほど大きな減点になっていないと考えている。「その他の取組」については、これまで業者より、障害者の雇用状況や更生保護の協力雇用主登録については、小規模企業では対応が困難であるという意見が出ており、また、消防団協力事業所の登録についても、手を挙げて消防団の定員の関係で登録できないという状況もあると伺っており、希望しても実施できないといった要素もあることから、2点を1点に下げ、取りにくいと言われる業者に少し配慮したものになっていると考えている。</p>

地域精通度の評価方法の見直しについて、本評価項目は選択項目で工事によっては適用しないことがあるとのことだが、どのような場合に適用しないのか。

改正に至るまでの経緯はどうか。不利となる業者から要望等があり、これを受けて改正することになったのか。

地域精通度の評価方法の見直しについてだが、地域ごとに工事発注件数に差があることから評価方法を見直すということだが、8地域から2地域に見直すことにより差がなくなるのか。

業者から意見があったものを反映させた改正と考えてよいか。

例えば、離島の場合である。六連島や蓋井島で工事がある場合に、どの地域とするのか明確ではなく、このような場合には適用しないことを考えている。

地域型については、旧豊浦郡に工事場所がある場合のみに適用しており、工事場所のある地域に本店を置く業者が有利となる評価基準となっており、そのため、旧豊浦郡の工事は、旧下関市の業者にとっては受注しづらいものとなっている。一方、旧市内に工事場所がある場合は施工実績型を適用することとなるが、旧豊浦郡の業者が参加してもそれほど差はない。どちらかという旧下関市の業者にとって難しい制度となっており、不公平感が出ていたということもあり、この度の統合に至った。

例えば、旧市内で多くの工事の発注があり、山陰・山陽地区では発注がほとんどない場合に8地域で行えば、旧市内での工事については旧市内に本店がある業者が受注しやすく、山陰・山陽地区の業者は本店の所在地により点数に差が出てしまうため受注機会が少なくなるのではないかという意見を業者からいただいている。8地域から2地域に見直すことで平準化が図れるのではないかと考えている。

業者と意見交換を行った上で、業者説明会を開催し、当初案から変更している。「業者の意見のある程度反映した

<p>型式別、評価項目別の換算値の表の「企業の技術的能力」の「作業船の保有状況」についてだが、工事によって使用する場合と使用しない場合があるかと思うが、使用しない工事の場合は対象としないのか。</p> <p>その場合、換算値は8点から4点ではなく7点から4点になるのか。</p> <p>市、水道局が発注する工事で、作業船を使用する海上工事としてはどのようなものが想定されるか。</p> <p>年間でどれくらいあるのか。</p>	<p>もの」と考えてもらって差し支えないと考える。</p> <p>作業船を使わない陸上工事では対象としない。海上工事で作業船を使用するときに対象とする。</p> <p>そうである。</p> <p>港湾の関係では、防波堤などの外郭施設、海岸施設で消波ブロックを積むなどで起重機船関係、あるいはクレーン付台船等が使用される。深層混合処理船は、埋め立てをする場合、地盤改良等をする場合などで、最近はないが、長府の埠頭用地で使用していた。その他、定期的に航路の浚渫<small>しゅんせつ</small>がある。港湾工事も漁港工事も両方とも工種については共通して作業がある。</p> <p>具体的な工事件数は把握してないが、現時点では、水産関係では海岸整備、防波堤等の外郭施設の整備が数件程度ではないかと思う。港湾工事については人工島の工事がある。その他、長府や、港湾計画を改定しているものが増えてくると考える。</p> <p>上下水道局は蓋井島、六連島に本土から水を送っているが、送水管を改修したりする場合に発生することがある</p>
---	--

<p>主作業船15種のうち、工事と直接関係ない船を持っていても評価されるのか。</p> <p>非常時に備えるということか。</p> <p>山口県の総合評価方式では、標準見積書の活用が項目となっている。市では取り入れないのか。県では、選択項目ではなく必須項目になっている。</p> <p>総合評価方式ではなく、契約書に規定するという方向で動くのか。検討段階か。</p> <p>(審議)</p> <p>落札者決定基準の改正について、事務局の提案どおりとしてよいか。</p>	<p>そのとおり。保有することは企業にとって負担になる。緊急性のある海上工事において、すぐに動いてもらえることなどから評価するものである。</p> <p>そのとおり。維持管理のこともある。国や県も同じ考えである。</p> <p>今のところ、総合評価方式で評価することについて具体的な検討はしていない。社会保険に加入していない下請業者を使わないように契約書で規定し、元請業者が社会保険に加入していない下請業者と契約しないようにするといった指導等を国が進めているところであり、そちらの方向で検討しているところである。</p> <p>いつ、どういった形で行うかなどは決まっていないが、国から要請等を受けており、取り組まなければならないものと認識している。</p> <p>異議なし。(承認)</p>
--	---